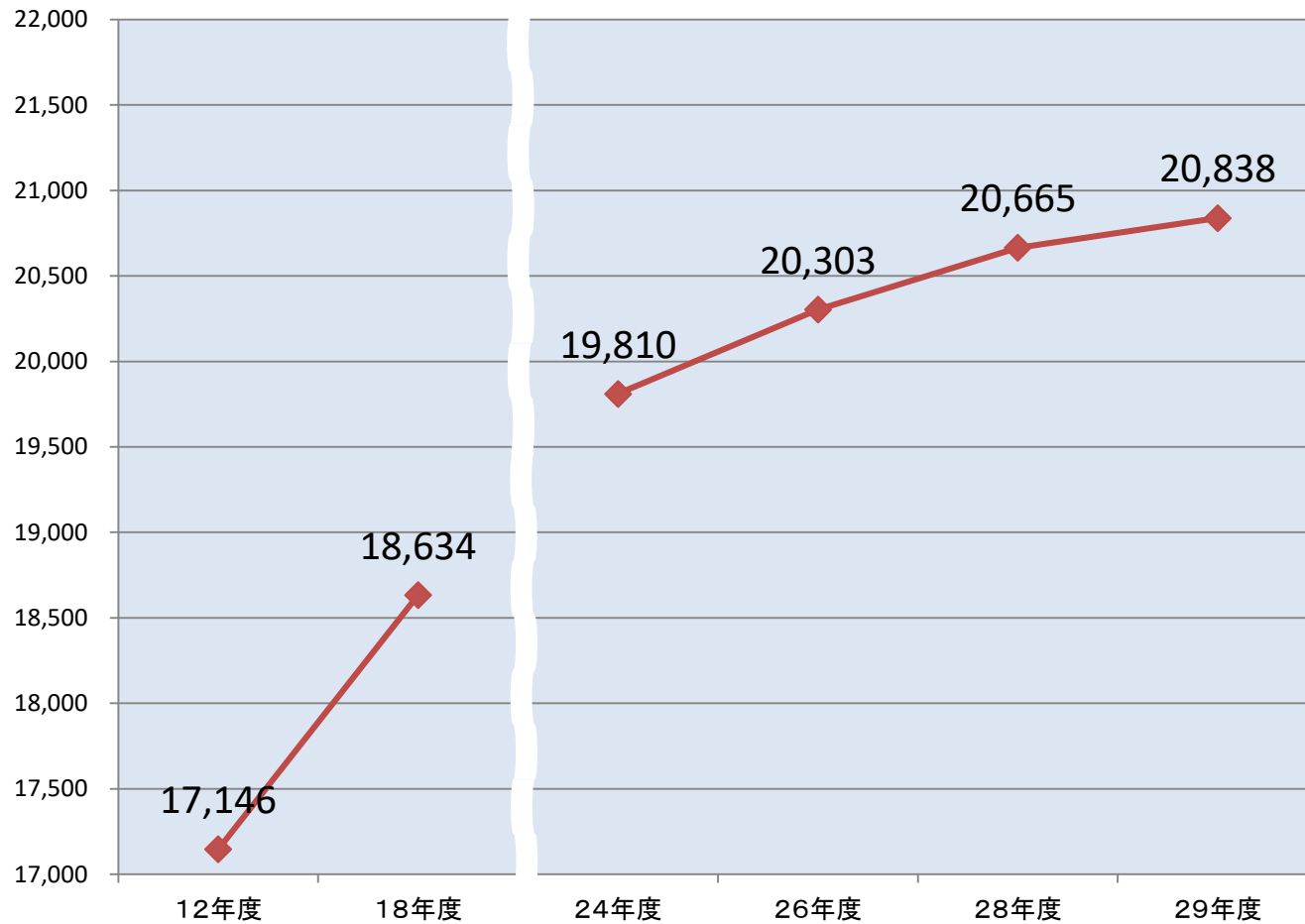


社会福祉法人制度の現状について

社会福祉法人数の推移

○社会福祉法人の数は、多少鈍化はしているもの、引き続き年間170件程度のペースで増加している。



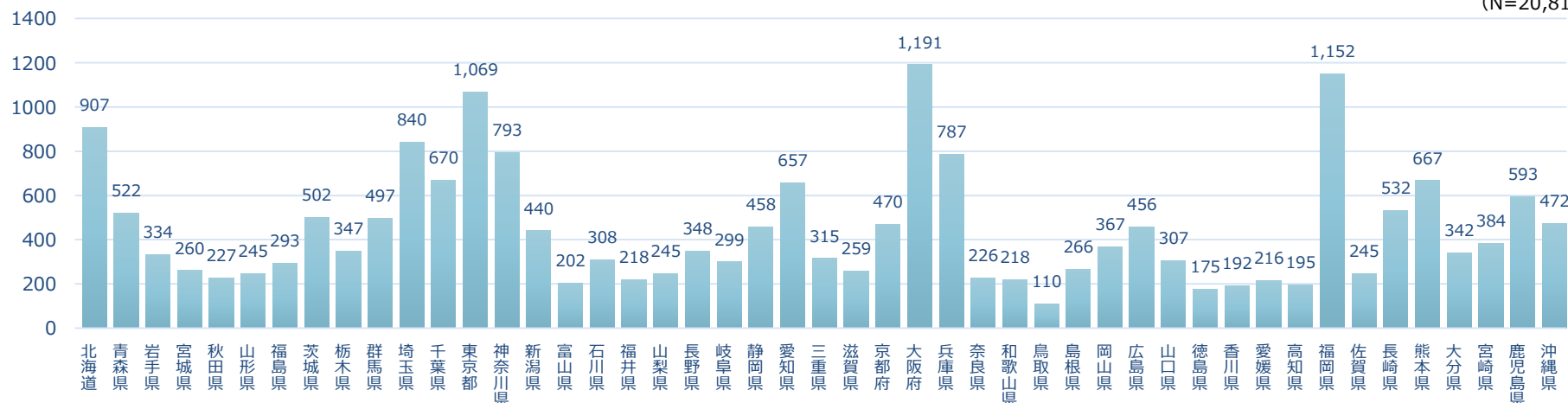
※出典：厚生労働省福祉行政報告例（国所管は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課調べ）

1. 社会福祉法人の状況

1-1. 所在地（主たる事務所）別法人数

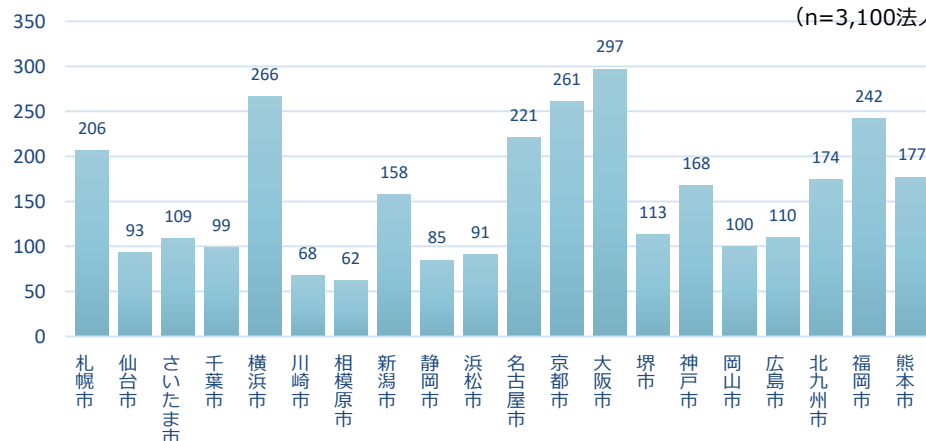
都道府県別法人数

(N=20,818法人)



指定都市別法人数（再掲）

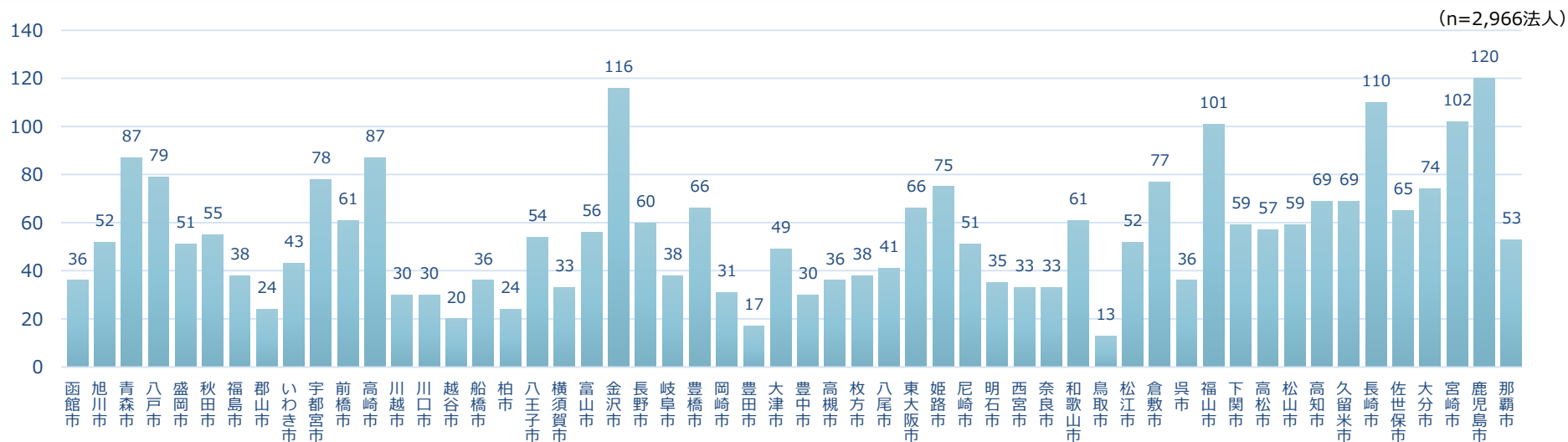
(n=3,100法人)



- ・ 都道府県別では、大阪府（1,191）が最も多く、次いで、福岡県（1,152）、東京都（1,069）と続いている。
- ・ 指定都市別では、大阪市（297）が最も多く、次いで、横浜市（266）、京都市（261）と続いている。
- ・ 中核市別（次頁参照）では、鹿児島市（120）が最も多く、次いで、金沢市（116）、長崎市（110）と続いている。

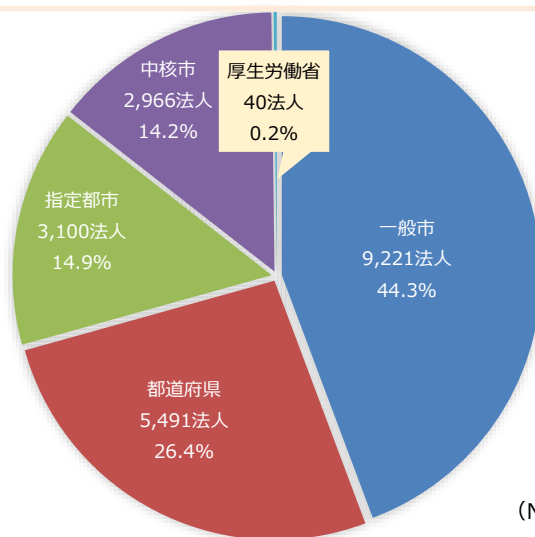
1-1.所在地（主たる事務所）別法人数（つづき）

中核市別法人数（再掲）



1-2.所轄庁別法人数

区 分	所轄庁数	所管法人数
都道府県	47	5,491
指定都市	20	3,100
中核市	54	2,966
一般市	739	9,221
厚生労働省	1	40
合 計	861	20,818

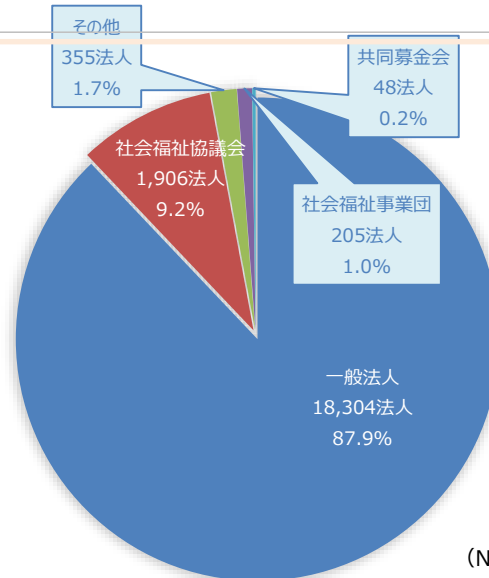


・一般市（44.3%）が最も多く、次いで、都道府県（26.4%）、指定都市（14.9%）、中核市（14.2%）、厚生労働省（0.2%）と続いている。

(N=20,818法人)

1-3.法人種別法人数

区 分	法人数
一般法人	18,304
社会福祉協議会	1,906
社会福祉事業団	205
共同募金会	48
その他	355
合 計	20,818

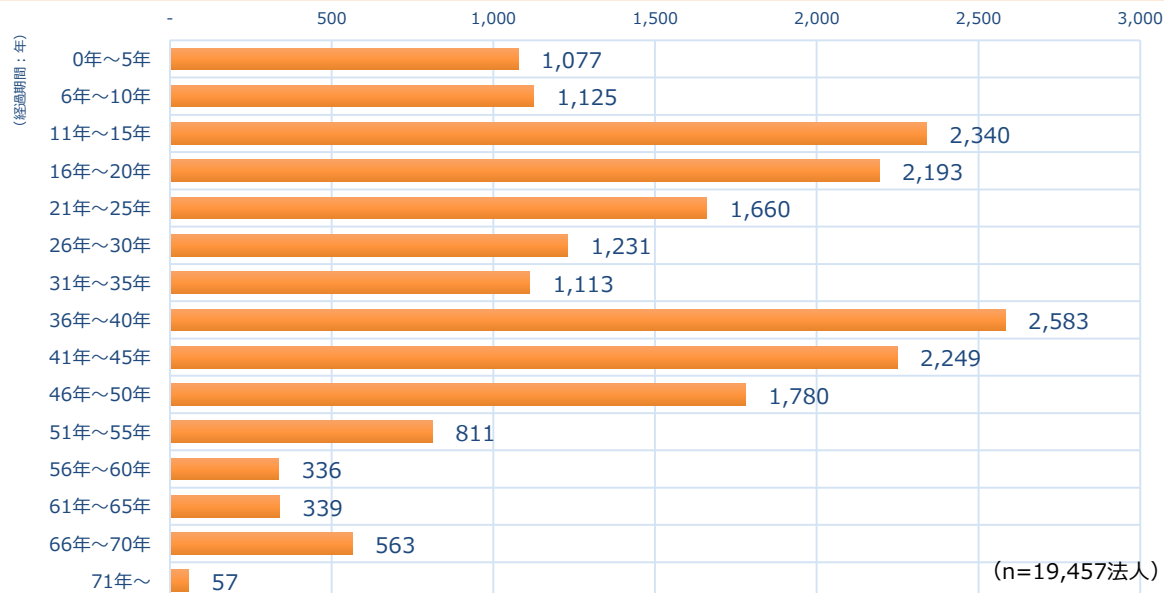


- ・ 一般法人（87.9%）が最も高く、次いで、社会福祉協議会（9.2%）、その他（1.7%）、社会福祉事業団（1.0%）、共同募金会（0.2%）と続いている。

「一般法人」とは、施設を経営する社会福祉法人。また「その他」とは、「一般法人」、「社会福祉協議会」、「共同募金会」、「社会福祉事業団」に該当しない法人である。

1-4.設立認可からの経過期間別法人数

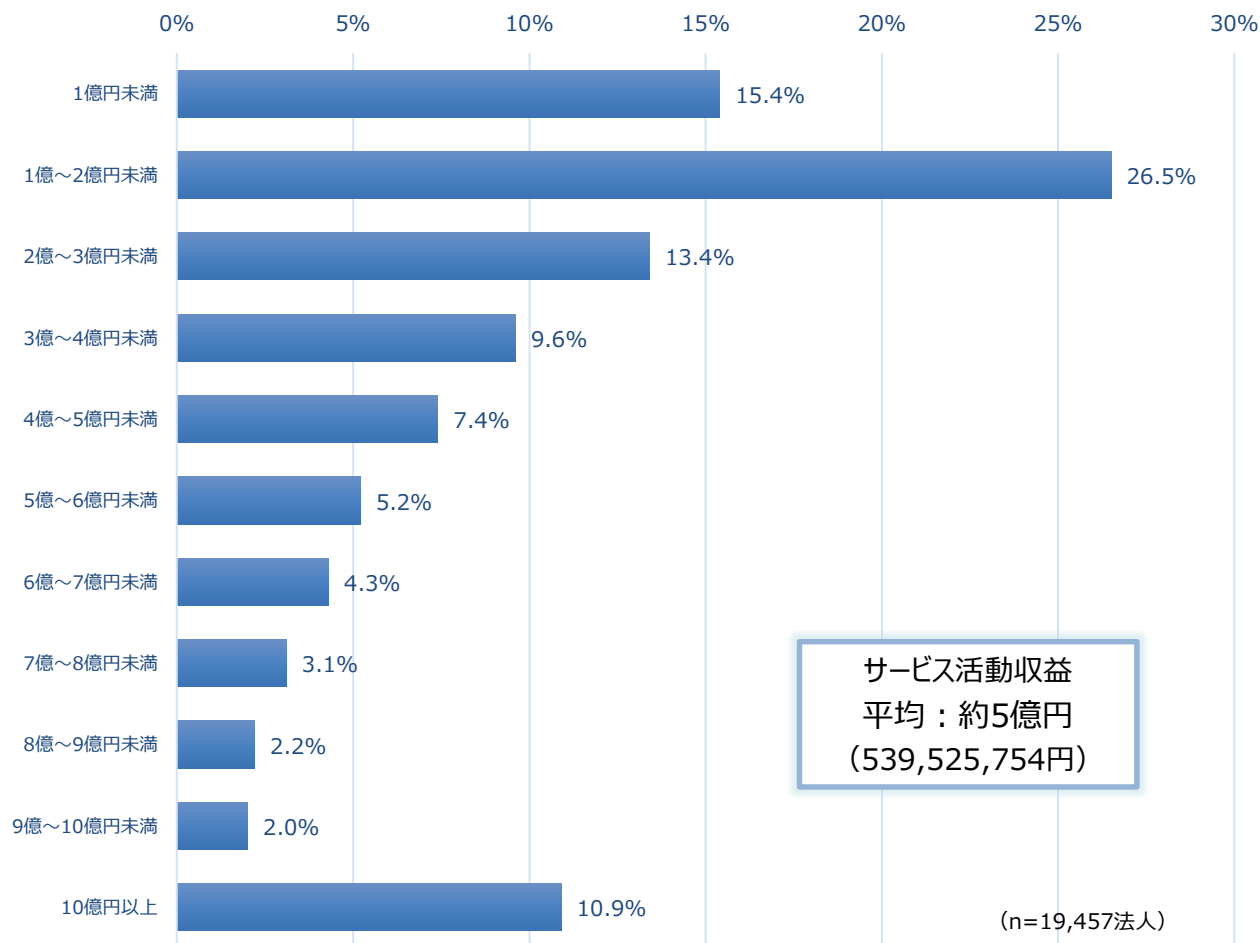
(法人数：法人)



- ・ 36年～40年（2,583法人）が最も多く、次いで、11年～15年（2,340法人）、41年～45年（2,249法人）と続いている。

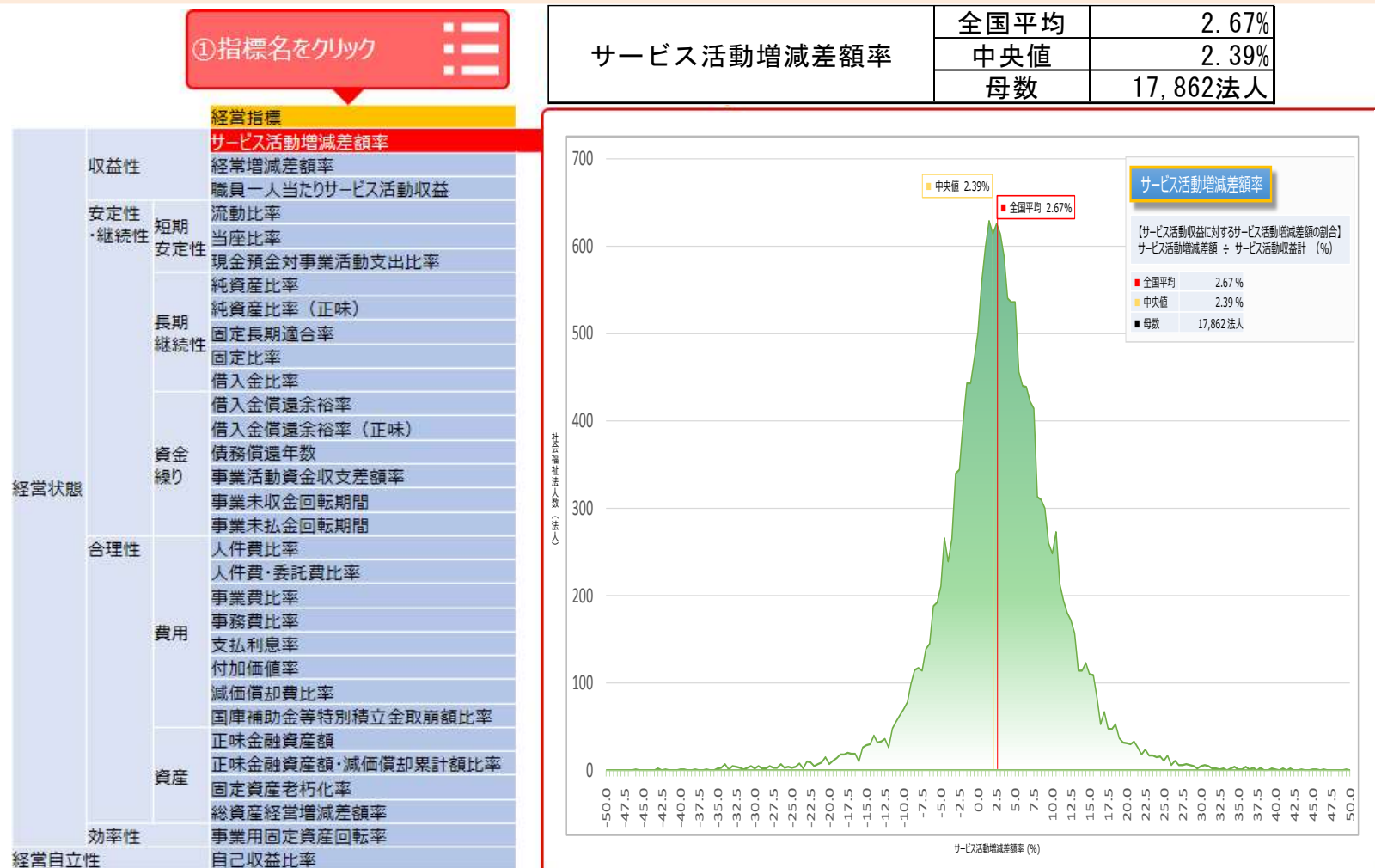
2. 社会福祉法人の経営状況

2-1. 「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



- ・ 1億～2億円（26.5%）が最も多く、次いで、1億未満（15.4%）、2億～3億円（13.4%）と続いている。
- ・ また、サービス活動収益の平均は約5億円である。

2-2. 社会福祉法人の経営状態 (全国平均)



※ 経営指標については、日本公認会計士協会（非営利法人委員会）が平成30年7月18日に改正した非営利法人委員会研究報告第27号「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンス改善に向けて～」を参考に集約したものです。

サービス活動増減差額率 【サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合】

サービス活動増減差額 ÷ サービス活動収益計 (%)

サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合である。

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の主な内容

- 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

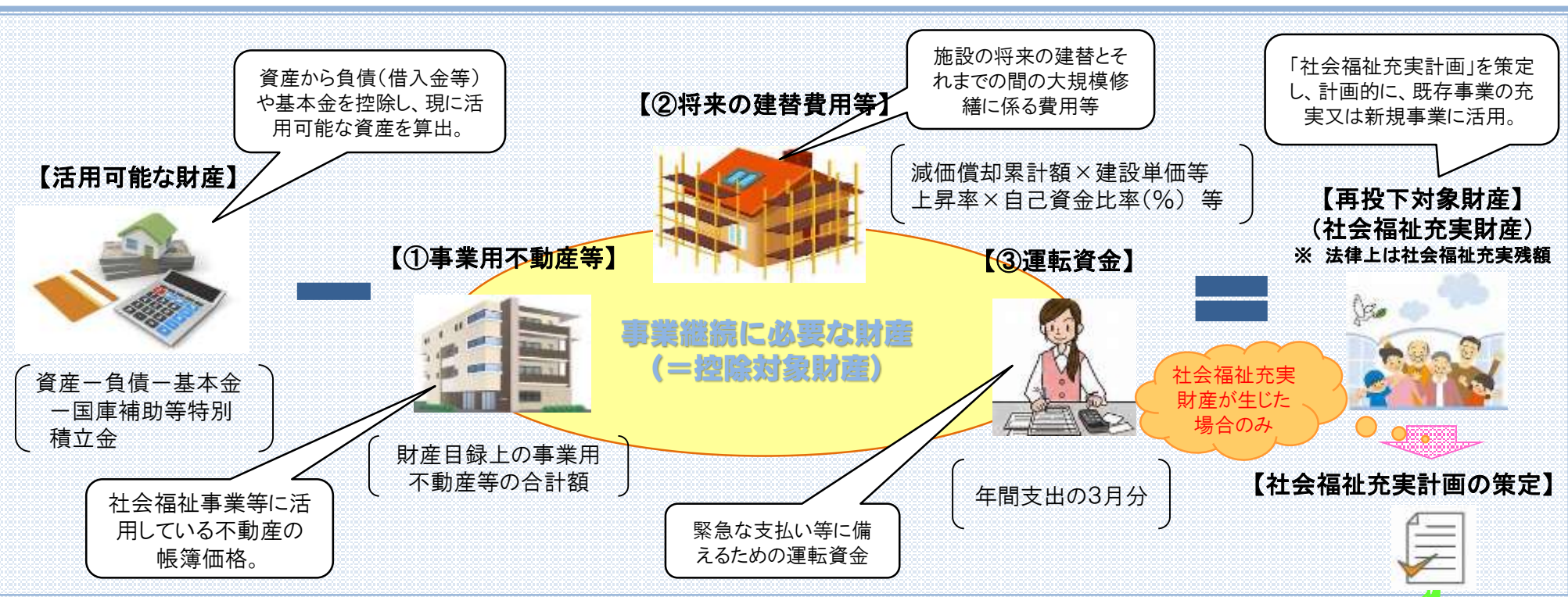
5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

再投下対象財産（社会福祉充実財産）の有効活用について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化する。
- 社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



（社会福祉充実財産の用途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資）

第1順位：社会福祉事業

第2順位：地域公益事業

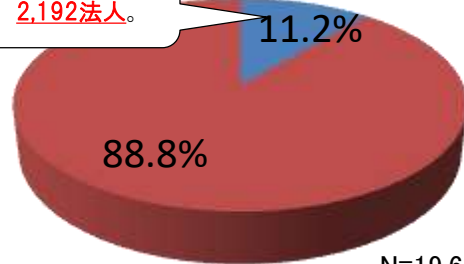
第3順位：公益事業

平成30年度における「社会福祉充実計画」の策定状況等について

- 社会福祉法人においては、平成29年度から、毎会計年度、その保有する財産から事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除する計算を行い、これを上回る財産（社会福祉充実財産）が生じる場合には、既存事業の充実又は新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定し、これに従って当該財産を再投下しなければならないこととされている。
- 以上を踏まえ、所轄庁を通じて、平成30年度における社会福祉充実計画の策定状況等について、平成30年7月1日時点で調査を行ったところ、以下のような結果であった。（平成31年1月時点有効回答：19,652法人/20,838法人）

1. 社会福祉充実財産の有無

充実財産あり法人は、**2,192法人**。



■ 充実財産あり 2,192 ■ 充実財産なし 17,460

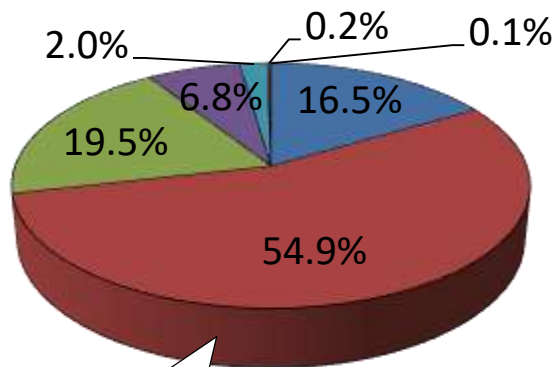
2. 社会福祉充実財産が生じた法人の当該財産の総額

N=2,192法人

全国の社会福祉充実財産の総額

4,939億円

3. 社会福祉充実財産が生じた法人の収益規模別法人数



収益規模は、「1億円～5億円」の法人が**1,204法人**。

■ 1億円以下 ■ 1億円超～5億円以下
 ■ 5億円超～10億円以下 ■ 10億円超～20億円以下
 ■ 20億円超～50億円以下 ■ 50億円超～100億円以下
 ■ 100億円超

4. 社会福祉充実財産が生じた法人の社会福祉充実計画の内容

※複数回答可

社会福祉事業	地域公益事業	公益事業	合計
4,687	122	109	4,918
95.3%	2.5%	2.2%	

事業内容	事業数	割合
新規事業の実施	650	13.2%
職員給与、一時金の増額	589	12.0%
研修の充実	435	8.8%
既存事業の定員、利用者の拡充	82	1.7%
既存事業のサービス内容の充実	324	6.6%
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	379	7.7%
既存施設の建替、設備整備	1,977	40.2%
その他(職員の福利厚生)	138	2.8%
その他(上記以外)	344	7.0%
合計	4,918	

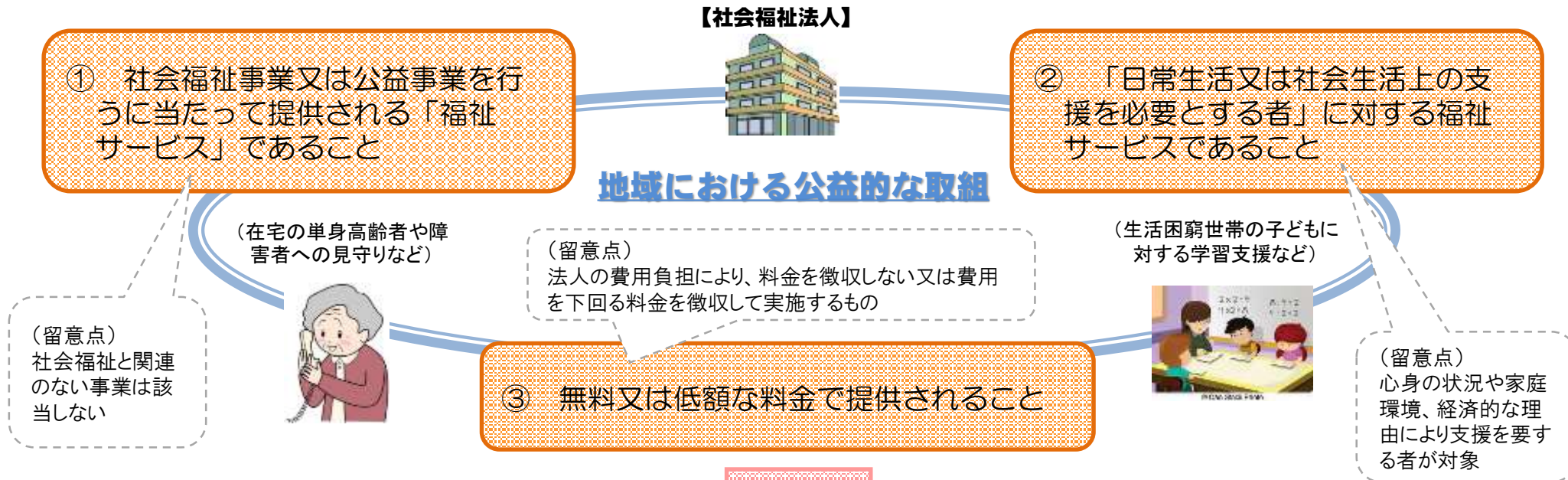
「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設され、平成28年4月から施行されている。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。



○ 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

「地域における公益的な取組」の取組状況について

- 「地域における公益的な取組」については、例えば、以下のような取組など、地域の実情に応じて現に多様な取組が行われており、平成28年改正社会福祉法を踏まえ、各地域において広がりを見せてきている。
- また、厚生労働省は、法人が「地域における公益的な取組」に一層取り組みやすいものとし、もって地域の実情に応じた福祉サービスの更なる充実を図ることができるよう、運用に係る解釈の明確化の通知を発出（平成30年1月）するとともに、平成30年度社会福祉推進事業により、実践事例の収集・分析等を行い、実践の方向性等について現場への周知等を実施。

（制度外サービスの創出）

- ・ 日常生活上の支援を必要とする高齢者等に対して、サポーターとして登録された地域住民を派遣し、見守りや家事援助などのサービスを提供
- ・ 草取り、院内付添、大掃除など介護保険外のサポートの実施
- ・ 地域住民の参加を募り、単身高齢者に対する「雪かき応援隊」活動を実施
- ・ 障害のある利用者の日中活動の一環として、地域住民の日常生活の困りごとのお手伝い活動を実施

（各種相談窓口の設置）

- ・ 同一区内で事業を展開する26の法人が共同で無料相談窓口を開設
- ・ 成年後見制度活用推進窓口を設置し、週1日の頻度で相談担当者を配置

（移動支援）

- ・ 地域と市の中心街を結ぶ送迎バスの運行

（地域住民に対する普及啓発）

- ・ 地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講

（地域住民相互の交流支援・ニーズ把握）

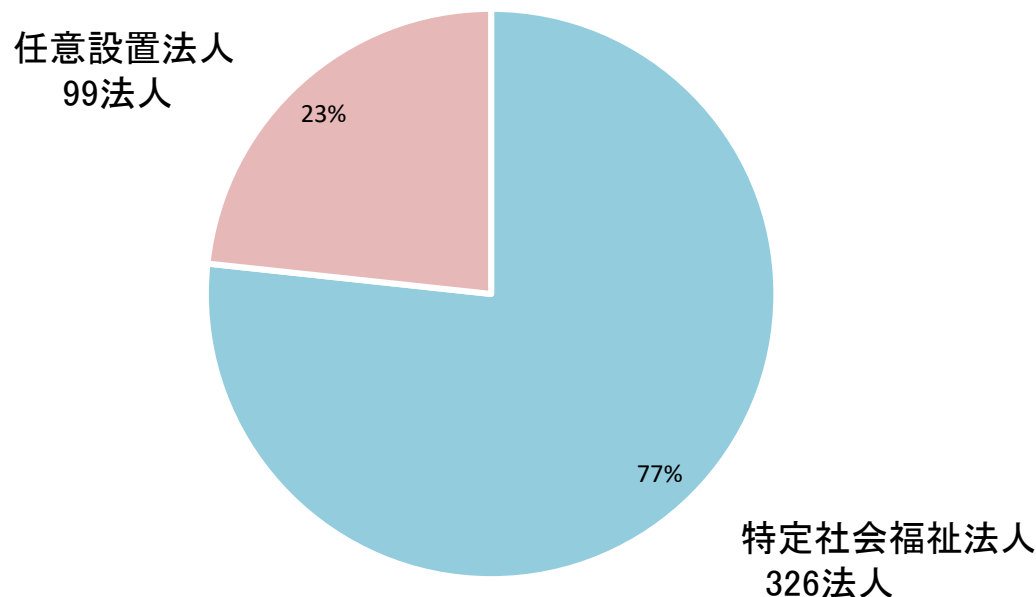
- ・ 地域の空き家を活用し、単身高齢者や認知症高齢者の外出・安らぎの場の提供
- ・ 商店街に高齢者の居場所となるサロンを開設し、地域の高齢者ニーズを把握
- ・ 自宅にひきこもりがちな地域住民を清掃等のボランティア活動に参加させるとともに、施設給食を無償で提供

平成30年度（7月31日時点）会計監査人設置状況調査（1／2）

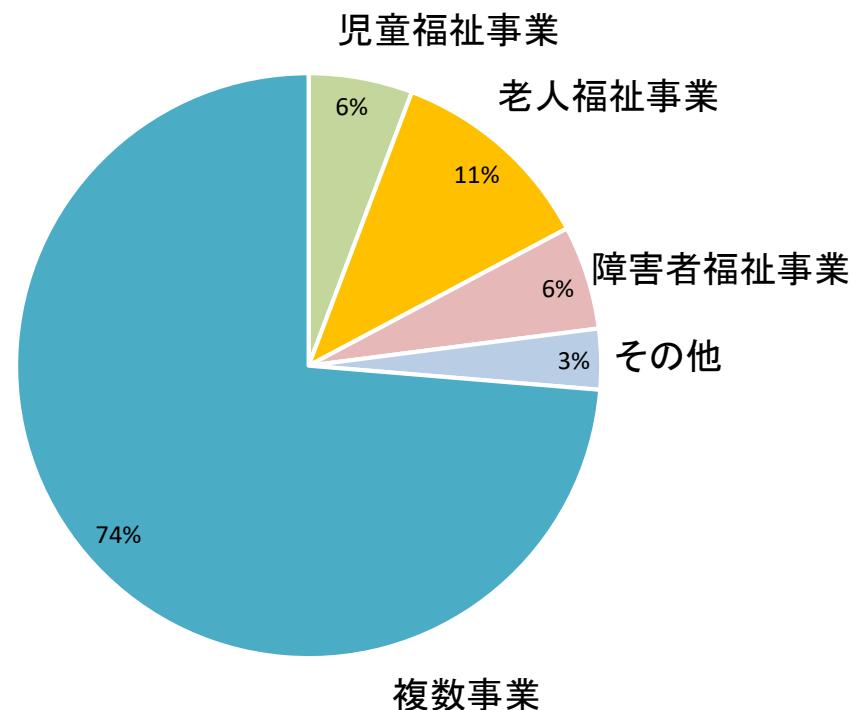
①会計監査人設置法人数割合

425法人／20,798法人

※法人総数は平成29年度末現在（福祉行政報告例）



②会計監査人設置法人の事業区分割合

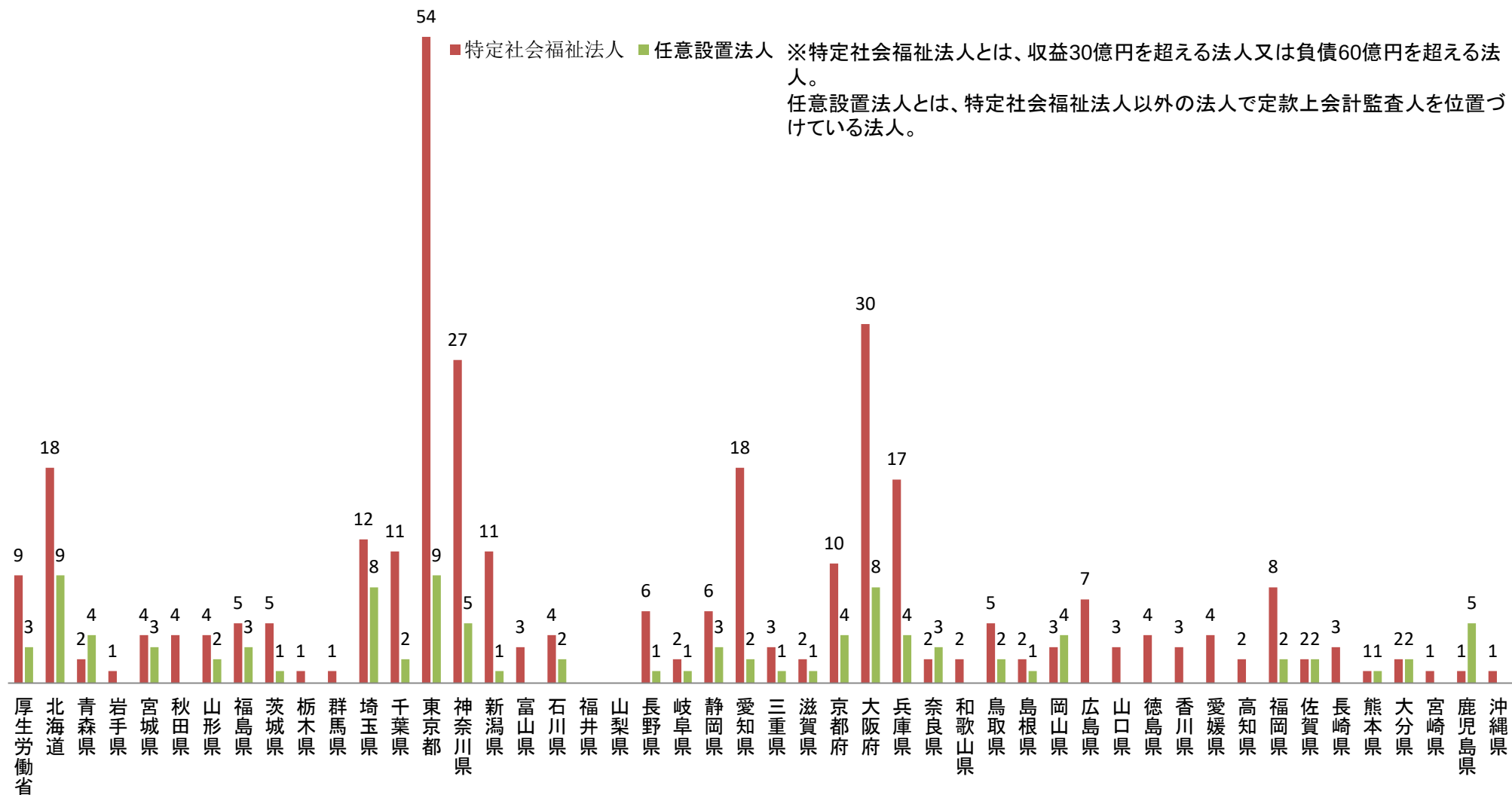


※特定社会福祉法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定社会福祉法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。

出典：厚生労働省社会・援護局福祉基盤課調べ

平成30年度（7月31日時点）会計監査人設置状況調査（2／2）

③都道府県別会計監査人設置数一覧



出典：厚生労働省社会・援護局福祉基盤課調べ

社会福祉法人の指導監査の見直しに関する取組

指導監査について、団体、自治体と意見交換を行い、必要に応じて指導監査要綱等の見直しや監査を行う所轄庁職員に対する研修会を実施している。

平成29年度

<通知等>

- 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日付局長連名通知)を発出し、会計監査人設置等による監査周期の延長等、指導方法の標準化等の措置を実施
- 「指導監査ガイドライン」を示し、法令等の確認事項(チェックポイント)、確認を行う際に着目すべき点(着眼点)、文書指摘等を行う基準(指摘基準)等を明示

※ 通知発出にあたっては、関係団体及び自治体との意見交換を踏まえるとともにパブリックコメントを実施。

<研修会>

- 所轄庁(一般市も含む)職員に対する新指導監査実施要綱に関するブロック別担当者研修会の開催【5月～6月に北海道・東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州の全6ブロック】

<意見交換会>

- 関係団体(5団体)、自治体(10自治体)と指導監査に関する実施状況の把握及び効率的・効果的な実施に向けた意見交換会を実施【12月】

平成30年度(平成31年度も同様の予定)

- 所轄庁職員に対する研修の実施 【厚生労働省にて実施】
- 指導監査に関する関係団体、自治体との意見交換 【自治体ブロック会議など】